

令和8年度「危険空き家」&「無接道危険空き家」の除却補助制度のご案内

岡崎市では、倒壊や外装材等の飛散の恐れがある空き家の除却に要する費用の一部を補助しています。予算には限りがありますので、補助金の活用を検討される場合はお早めに御相談ください。

「危険空き家」とは…

「下記条件を全て満たすもの」又は「空家等対策の推進に関する特別措置法第2条第2項に規定する『特定空家等』」。

- ・ 建物の基礎、外壁、屋根等が破損し、倒壊等の危険のある空き家であること。（市職員による外観目視調査による判定）
- ・ おおむね1年以上使用されていない「建物、長屋、共同住宅」であること。



出典：「外観目視による住宅の不良度判定の手引き(案)」（平成23年12月国土交通省）

補助の対象（下記条件を全て満たすもの。）

ここをチェック

- ☐ 危険空き家であること。
 - ☐ 延べ面積の2分の1以上が居住の用に供されていたこと。
 - ☐ 木造であること。
 - ☐ 所有権以外の権利が設定されていないこと。
（所有権以外の権利が設定されている場合であっても、当該権利の権利者の同意があれば可。所有者が複数存在する場合は、所有者全員の同意が必要。）
 - ☐ 対象空き家の除却について、他の補助金等の交付を受けていないこと。
 - ☐ 「長屋」又は「共同住宅」の場合は、住戸の全てが使用されていないこと。
 - ☐ 個人が所有する建物であること。
 - ☐ 除却する空き家が「土地区画整理事業区域」又は「都市計画施設区域」にある場合は、当該区域において主管課が管轄する事業により、補助金によって除却されることが決定していないこと。
- ※ 特定空家等である場合は、「居住の用に供されていた」及び「木造である」の要件は問いません。
※ 同じ年度中に当該補助金の交付を受けている方は対象外です。

	危険空き家	無接道危険空き家
地域の指定	・ 市街化区域内に所在するもの。 ・ 市街化区域外の場合は、落下又は倒壊等により歩行者等に危害を加えるおそれのあるもの。	居住誘導区域等内に存するもので、且つ、次の「ア」又「イ」に該当するもの。 ア 建築基準法第43条第1項及び第2項の規定に適合しない敷地（建て替えのできない敷地）に所在するもの。※1 イ 道路から敷地に至るまでの全ての道の最小幅員が2m未満である等により除却工事に重機を使用しないもの。
補助額	上限10万円 (補助率：1/2) 「(36,000【円/㎡】) × (延べ床面積【㎡】)」又は「補助対象経費の1/2」が補助額の上限に満たない場合は、いずれかの小さい額とします。（＝補助額は上限未満となります。）	上限60万円 (補助率：1/2)

※1 ただし、隣接する土地が建築基準法第43条第1項の規定に適合する敷地であって、当該隣接する土地の「所有者」又は「その配偶者、直系尊属若しくは直系卑属の所有」であるもの等は除く。

注意事項

- ・ 空き家を除却した場合、土地の固定資産税が上がる可能性があります。
- ・ 空き家の除却工事の請負契約は、補助金交付決定を受けた後に結ぶ必要があります。補助金交付決定より前に空き家をすでに除却等している場合や完了実績報告の期日までに報告がない場合は、補助金を受けることはできません。
- ・ 「申請敷地」は原則更地にする必要があります（「樹木」「周辺に悪影響を及ぼすおそれのある工作物」の撤去を含む）。
- ・ 空き家除却後の跡地の適正管理を行う必要があります。
- ・ 補助の対象事業を実施するに当たり、関係法令等を遵守してください。

申込方法・申請期間等は裏面を御確認ください。

補助対象空き家判定申請

受付：補助金交付申請しようとする日の10開庁日前まで

「補助対象空き家判定申請書」に必要書類を添付し、岡崎市役所住環境政策課の「窓口」又は「郵送」により提出してください。

岡崎市

※予算には限りがありますので、補助金の活用を検討される場合はお早めに御相談ください。

現地調査

申請された空き家について、市職員が外観目視調査の上、「補助対象であるか否か」の判断を実施します。

「補助対象空き家判定結果通知」の送付

申請を受付してから約2週間程度で、「補助対象に該当するか否か」の判定結果を通知します。

申請者

空き家除却事業費補助金交付申請

受付：除却工事に着手する5開庁日前 かつ 令和8年12月28日（月）まで

補助対象に該当する旨の判定結果通知を受けた方は、「空き家除却事業費補助金交付申請書」に必要書類を添付し、岡崎市役所住環境政策課の「窓口」又は「郵送」により提出してください。

岡崎市

※交付申請の受付は先着順に行い、予算に達した時点で受付を終了します。

「補助金交付決定通知」の送付

申請を受付してから約2週間程度で、「補助金交付決定通知」を通知します。

申請者

除却工事の請負契約

空き家の除却工事の請負契約は、補助金交付決定を受けた後に結ぶ必要があります。

除却工事

申請した「空き家除却事業費補助金交付申請書」内容に変更が生じたときは、速やかに住環境政策課へご連絡ください。「変更交付申請書兼変更届」を提出いただく必要があります。除却工事は令和9年1月末頃を目安に業者への支払いも含めて完了してください。

補助事業完了実績報告

受付：工事完了日から30日以内 かつ 令和9年2月15日（月）まで

補助事業が完了したときは、「補助事業完了実績報告書」に必要書類を添付し、岡崎市役所住環境政策課の「窓口」又は「郵送」により提出してください。

補助金請求書

「空き家除却事業費補助金請求書」を岡崎市役所住環境政策課の「窓口」又は「郵送」により提出してください。

岡崎市

補助金の支払い

「完了実績報告書」及び「請求書」を受理後、約1か月後に指定の口座へ補助金を振込みます。振り込み予定日については、あらかじめ通知にてお知らせします。

